

岩手県告示第248号

漁船損害補償法の規定による加入区の指定（昭和36年岩手県告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>種市南加入区</u>	<u>九戸郡洋野町中野、有家及び種市第1地割から第7地割までの区域</u>	<u>洋野町加入区</u>	<u>九戸郡洋野町中野、有家及び種市第1地割から第14地割までの区域</u>
<u>玉川浜加入区</u>	<u>九戸郡洋野町種市玉川の区域</u>		
釜石湾加入区	[略]	釜石湾加入区	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。